奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年5月19日

奈良県知事 山下 真

Ⅰ 委託業務の概要

(1)委託業務名

奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託

(2) 委託業務の内容

4の(2)により配布する業務仕様書のとおり

(3)契約期間

契約締結の日から令和7年11月30日まで

(4)契約金額の上限

9,605,640円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 応募資格

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (I) 奈良県競争入札参加資格者名簿に次の登録区分で登録されている者であること。 (中分類及び小分類) ……Q5「広告・イベント業務」
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第 | 6号)第 | 67条の4の規定に該当していない者であること。
- (3)会社更生法(平成 | 4年法律第 | 54号)第 | 7条第 | 項又は第 2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第 2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27年法律第 | 72号)第 30条第 | 項又は第 2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成 | 2年3月3|日以前に民事再生法(平成 | | 年法律第225号)附則第 2条による廃止前の和議法(大正 | | 年法律第72号)第 | 2条第 | 項の規定に よる和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 I 2年4月 I 日以後に民事再生法第2 I 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の 期間中でない者であること。
- (7)公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体の同規模(委託上限額の7割以上)の広報・イベント業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- 3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ①応募資格の無い者が提案したとき
- ②所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき

- 4金画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑤提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑥提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑦その他不正な行為があったとき
- ⑧プレゼンテーションに欠席したとき

4 手続等

(1)担当部局

〒630-850 | 奈良市登大路町30 奈良県総務部知事公室政策推進課人口統計係 電話番号 0742-27-844 | FAX番号 0742-22-06|5

(2) 実施要領及び業務仕様書の配布

令和7年5月 | 9日(月)から同年6月9日(月)正午までの間に、(I)の担当部局またはインターネットの奈良県政策推進課ホームページから入手するものとする。

- (3) 質問の受付
 - (2)の 実施要領に示すところによる。
- (4) 企画提案参加の表明
 - (2)の 実施要領に示すところによる。
- (5) 企画提案書の提出
 - (2)の 実施要領に示すところによる。
- 5 受託者の選定
 - 4の(2)の実施要領に示すところによる。
- 6 その他
- (1) 本業務の企画提案への参加に係る経費は、応募者の負担とする。
- (2)提出された書類は返却しない。
- (3) その他、詳細は4の(2) により配布する実施要領及び業務仕様書に示すところによる。